

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年1月21日)

〔件 名〕

- 1 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 琴浦町地内の風力発電施設破損事故に係る対応状況について
(環境立県推進課)・・・4
- 3 「再エネ100宣言 RE Action」のアンバサダー就任について
(環境立県推進課)・・・11
- 4 第9次鳥取県廃棄物処理計画等(素案)について
(循環型社会推進課)・・・12
- 5 鳥取県生物多様性地域戦略(案)について
(緑豊かな自然課)・・・17
- 6 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)に係るパブリックコメント
の実施について
(くらしの安心推進課)・・・19
- 7 鳥取県被災者住宅再建等支援制度の見直しについて
(住まいまちづくり課)・・・21
- 8 とっとり健康省エネ住宅性能基準の策定について
(住まいまちづくり課)・・・23
- 9 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課)・・・26
- 10 浄化槽法の改正と本県における今後の対応について
(水環境保全課)・・・27

生活環境部



令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)について

令和2年1月21日
環境立県推進課

鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に基づく環境基本計画として、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を策定することとしており、その概要について報告する。

1 計画の性格と役割・関連計画との関係

- 県政の基本方針を示す「鳥取県将来ビジョン」、「鳥取県地方創生総合戦略」を環境の面から支持・補完するものであるとともに、「鳥取県廃棄物処理計画」、「鳥取県生物多様性戦略」等、環境に係る個別計画に基本的な方向性を示すものである。
- 「SDGs」、「パリ協定」、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の採択等、世界情勢の大きな転換期に合わせ、環境施策の目標と方向性を示した従来の「環境基本計画(第2次:H24~R2年度)」とその施策を実行するための「とっとり環境イニシアティブプラン(第2期:H27~H30年度)」を一本化した形で改定する。
- 地球温暖化対策法に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置づける。

2 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)の概要

政府のSDGs実施指針に掲げる8つの優先課題のうち、環境分野に関連の強い「⑤省エネ・再エネ・気候変動対策、循環型社会」及び「⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」の達成に向けた5つの柱で構成する。

【施策の基本的な考え方】

多様な主体の行動・取り組みが互いに作用し合いながら発展していく持続可能な地域社会の創造を目指す。

I 循環型社会の構築

<目指す将来の姿>

- つくる側(生産者)・つかう側(消費者)がそれぞれ責任を持って循環の輪に参加し、地域内での資源の好循環が生まれている。
- プラスチックについて、代替品への切替えやワンウェイ製品の削減を進めることにより、プラスチックごみの排出量や海洋環境等への影響の低減等が図られている。
- 廃棄物が適正に処理され、県民が快適に暮らせる生活環境が確保されている。

<取組の方向性>

- ①4R+Renewableによるごみが資源として循環する社会の推進
- ②地域が一丸となってプラごみ排出を抑える「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ
- ③ICTを活用したサービスの提供などによる食品ロスの削減
- ④廃棄物系バイオマスの活用と未利用資源の活用
- ⑤技術開発等により資源循環を促進する産業の振興



II 低炭素社会の実現

<目指す将来の姿>

- 再生可能エネルギーが、住民理解のもと、環境と調和しながら導入が進み、自立分散型の地域エネルギー社会が構築されている。
- 再生可能エネルギー由来の水素の活用が進み、新たな産業や雇用が創出されている。
- 「創エネ」「蓄エネ」「省エネ」の相乗効果により、低炭素社会が実現している。
- 気候変動への戦略的適応等により、地域社会のレジリエンス向上が実現している。

<取組の方向性>

- ①環境や暮らしと調和し、地域が主体となった再生可能エネルギー導入の推進
- ②地域新電力や蓄電システム等を活用した自立分散型の地域エネルギー社会の推進
- ③再生可能エネルギー由来の水素を地域のエネルギーとして活用する「水素タウン」の推進
- ④ZEH・ZEB等、建物のゼロエネルギー化・省エネルギー化の推進
- ⑤EV・PHV普及やモーダルシフト等によるCO2削減
- ⑥RE100・EV100、再エネ100宣言等、企業の率先的な環境配慮経営の推進
- ⑦気候変動に伴う影響やリスクを前提として積極的に対応する施策の推進



III 自然・生物との共生

<目指す将来の姿>

- 生物多様性の重要性が広く認識され、県土全域で生物多様性が確保されている。
- 自然公園等が適切に保全され、観光・教育など様々な面での利活用が広がっている。
- 自然環境が持つ多様な機能をインフラ等に活用し、災害につよい街、緑豊かな街づくりがすすめられている。

<取組の方向性>

- ①動植物の生息実態の共有と生物多様性の保全に向けた情報発信
- ②生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全
- ③生物多様性がもたらす恵みの持続的な利活用
- ④持続可能な保全活動を行うための活動環境の整備
- ⑤鳥取の豊かな自然や環境を活かした地域主体の美しく魅力的な緑のまちづくりの推進
- ⑥自然環境と防災・減災力の相乗効果のあるグリーンインフラの導入促進



IV 生活環境の保全

<目指す将来の姿>

- 三大湖沼や河川等の良好な水質が保たれ、鳥、魚、貝、昆虫等の生物多様性に富み、親水護岸等に人々が集い利活用が促進されるような、地域における豊饒で賑わいのある美しい水環境の実現している。
- 豊かで良質な地下水の恩恵を将来にわたり人々が享受し、農業・産業活動でも大いに利用される等、地下水資源の利用と保全の調和を確立している。
- 全国随一の美しい星空環境が保全され、環境教育や観光振興など星空環境を活用した地域振興策の取組が拡大している。

<取組の方向性>

- ①三大湖沼の水質改善
- ②海へ通じる河川等の良質な水質の確保
- ③水辺環境の「食」・「遊」・「学」を促進するフイズユースの拡大
- ④地域住民や企業等が取り組むアダプトプログラムの推進
- ⑤地下水の健全な資源量と良好な水質の確保
- ⑥星空ビュースポットをはじめとする光害の抑制など、日本一の星空の創造
- ⑦安心・快適な大気環境の保全



V 環境活動の協働

<目指す将来の姿>

- 企業戦略やライフスタイルにおいて環境配慮が主流化し、環境課題と経済、社会的課題を同時解決する地域経済システムが構築されている。
- 様々な分野・主体において、持続可能な生産活動・消費行動への転換が進んでいる。
- 多様な主体の参画により多くのイノベーションが生まれ、環境課題の解決が進んでいる。

<取組の方向性>

- ①ESG 投資¹等、環境に価値を見出す経済の促進
- ②RE100・EV100、再エネ100宣言RE Action等、企業の率先的な環境配慮経営の推進
- ③持続可能でより豊かに暮らしていくためのエンカル消費の実践
- ④家庭・学校・職場・地域等へのESD教育²の推進
- ⑤アダプト・プログラム、CSR活動等多様な環境保全活動への参加
- ⑥課題解決に向けてAIやIoT等の最先端技術を積極的に活用した研究や技術開発の推進
- ⑦「環境×経済」、「環境×社会」の研究・技術開発や地域課題解決を担う人材育成の推進



[計画の進行管理]

- イニシアティブプランの目標と施策は、県のホームページに公表し、県の工程表と連動させ、PDCAサイクル(企画立案 ⇒ 実施 ⇒ 評価 ⇒ 改善)により進捗管理を行う。
- 鳥取県環境審議会や、とっとり環境県民会議を定期的に開催し、プランの進捗状況等について意見をいただき、改善に反映する。
プランの計画期間が2030年までと長期にわたることから、中間年に評価を行い、社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合などは、計画期間中であっても施策や目標等プランの見直しを行う。

3 今後のスケジュール(予定)

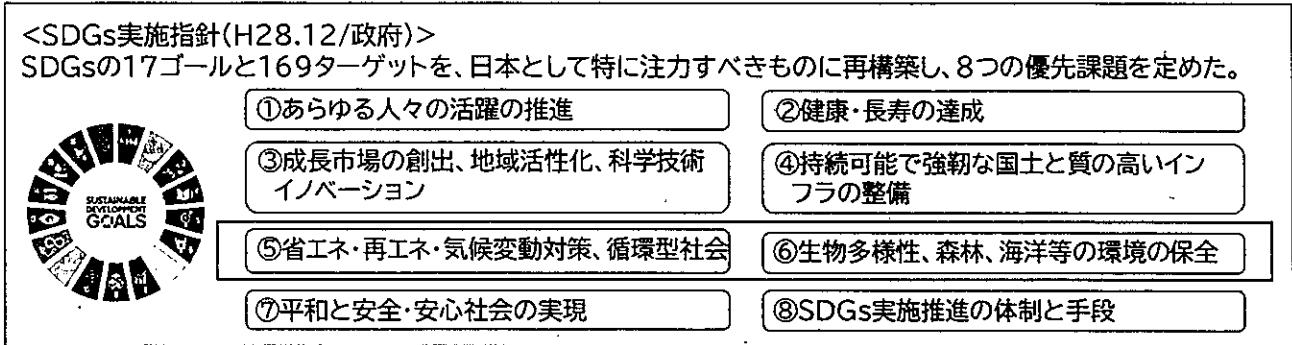
年月	内容
R2.1月	パブリックコメント実施(1/23~2/5)
R2.2月頃	環境審議会の答申
R2.3月下旬頃	策定・公表

¹ 企業経営や成長において、環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)の各々の観点を持った上で配慮が必要だという考え方を評価した上で行う投資。

² Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」の意味。

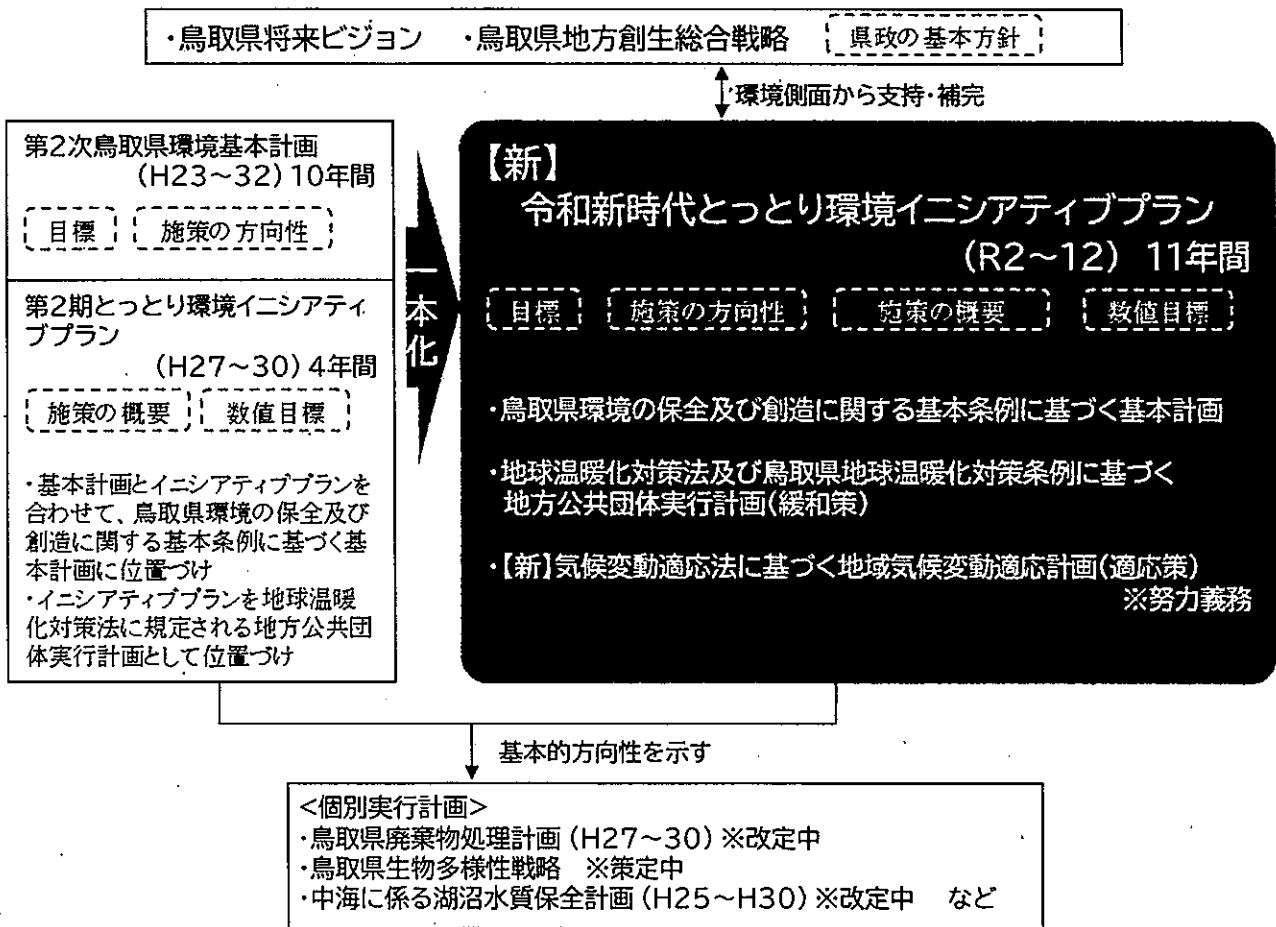
<参考1>

政府のSDGs実施指針



<参考2>

令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(仮称)と関連計画との関係



琴浦町地内の風力発電施設破損事故に係る対応状況について

令和2年1月21日
環境立県推進課

1月8日(水)午後5時過ぎに琴浦町金屋地内の風力発電施設において発生した風車の羽根の破損事故について、事故の概要と対応について報告する。

1 事故の概況

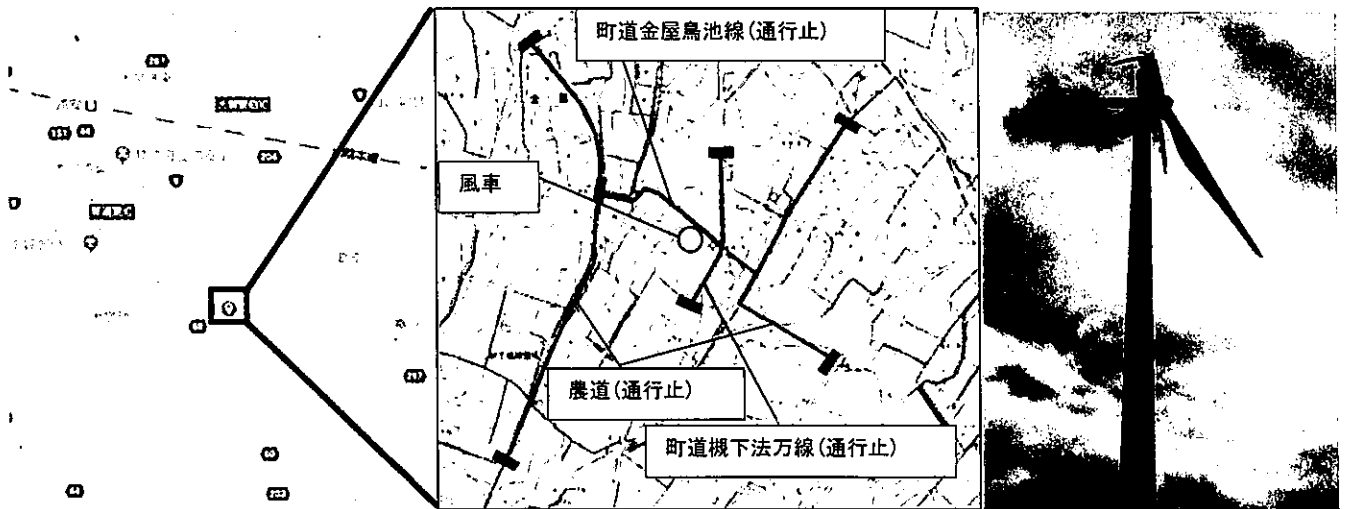
(1) 事故施設の概要

- ・施設名称 東伯風力発電所(琴浦町大字金屋ほか 事業主体:日本風力開発(株))
- ・運転開始 平成19年3月
- ・設備 1.5MW風車×13基 総出力19.5MW ※事故が発生したのは4号機

(2) 発生状況

- ・17時18分 4号機で警報(支柱の異常振動)を検知し、自動停止
- ・17時30分 近くの畜産事業者から役場に羽根が折れている連絡があり、役場から管理会社に連絡
- ・役場からの連絡を受け管理会社が現地で事故状況を確認、現地での対応を開始した。
- ・併せて、東伯発電所の事故機以外の全ての風車を停止した。

<現場写真、位置図>



2 事業者との知事面談の実施

(1) 概要

- ①日時 令和2年1月14日(火)午後4時15分~4時30分
- ②場所 第4応接室
- ③面談者 日本風力開発株式会社
代表取締役社長 塚脇 正幸(つかわき まさゆき)氏 ほか計5名

(2) 内容

知事は、事業者から事故の発生状況と今後の対応方針について説明を受けたうえで、事業者に対して強く抗議するとともに次のことを要請した。

- ・事故の原因究明とともに、今後の安全対策について地元(町、住民)に説明、しっかりと補償をしていただきたい。
- ・(破損ブレードの撤去及び通行止めの解除について)可及的速やかに対応いただきたい。
- ・運転については安全確保が前提。町としっかり協議を行い、安全確保に関する協定を結ぶなどした後、運転再開していただきたい。

3 現状と今後の対応（1月16日時点）

（1）安全確保（破損した羽根・飛散物の撤去）

- ・事故を起こした風車には折れた羽根が残っており、かつ周囲には破損した羽根の破片が飛散しているため周辺道路と農地への立入を規制している（事業者と町が実施している）。
- ・飛散物が落下した土地所有者や関係団体に対して、お詫びと今後の対応、補償等について説明を行っている。
- ⇒飛散物については1月14日（火）から事業者による撤去作業が開始されており、また、破損した羽根を含む全ての羽根の撤去作業を1月20日（月）に行う予定としている。
- ⇒撤去作業の終了後、安全確認ができ次第、順次解除する予定としている。

（2）原因究明

- ・事業者において事故調査委員会（風力、気象の専門家、大学教授等が委員）を立ち上げ、調査を実施している。
- ⇒2週間程度をめどに中間報告が行われる見込みである。

（3）運転再開

- ・4号機の事故発生を受け東伯発電所の風車は、事業者により13基全て停止している。
- ・また、1月12日に同事業者が運営する大山町内の風力発電所についても全機停止している。
- ⇒今後、詳細な検査を実施することとしている。また、運転再開にあたっては、事業者、町、県により協定を締結する方向で検討している。

4 本件に係る国の対応

- ・事業者への指導等の権限は国（経済産業省）にあることから、1月10日（金）に中国四国産業保安監督部電力安全課が電気事業法に基づく立入検査を実施した。（現地調査に県・町も同行し、現地調査を行った。）
- ・同課が、1月15日（水）付で中国管内の風力発電事業者に対し、自社施設の安全対策について今一度万全を期すよう注意喚起の通知を行った。
- ⇒電気事業法の目的である「公共の安全の確保」の観点から重大な事故と認識しており、今後経済産業省の審議会内のワーキンググループで原因究明と再発防止策について検討する方針である。

令和2年1月14日

日本風力開発ジョイントファンド株式会社
代表取締役 塚脇 正幸

東伯発電所 4号機 ブレード損傷事故につきまして

この度は弊社風車のブレード損傷事故で大変ご迷惑をおかけし誠に申し訳ございません。
事故の経緯、現地対応および今後の措置につきましてご説明させていただきます。

1. 事故の経緯

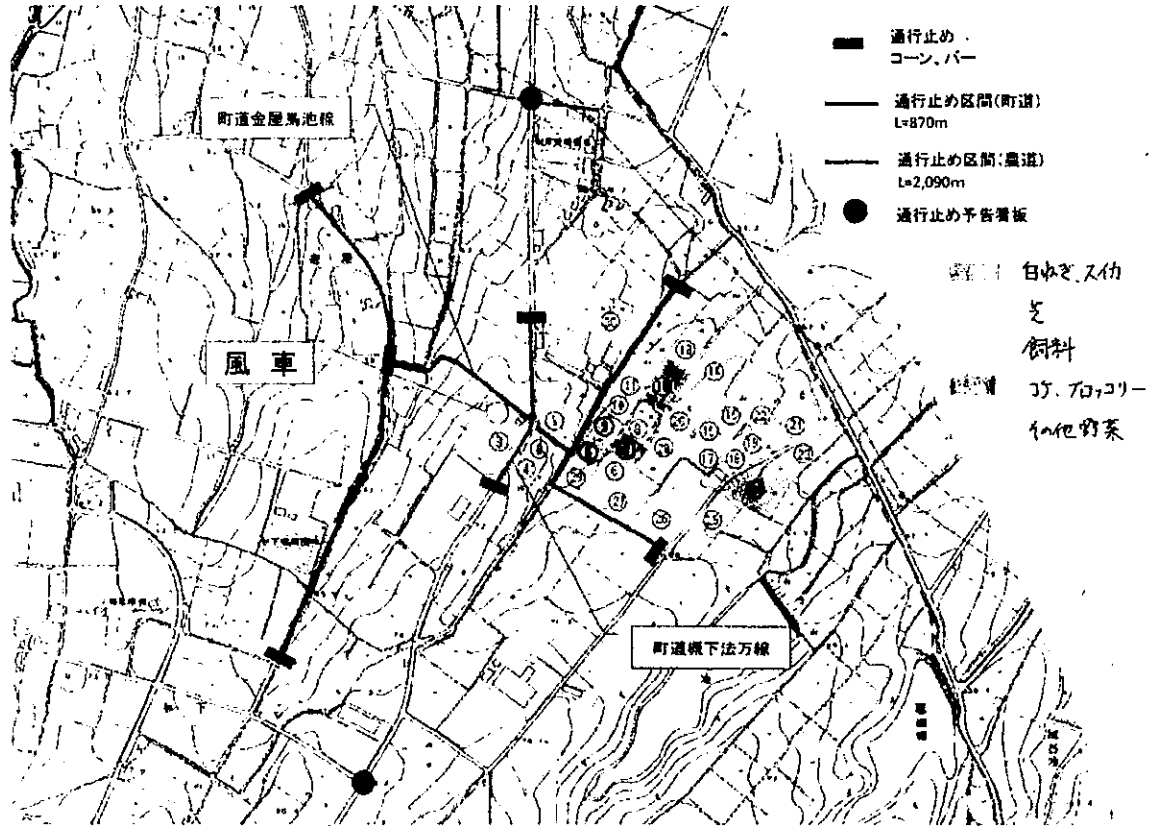
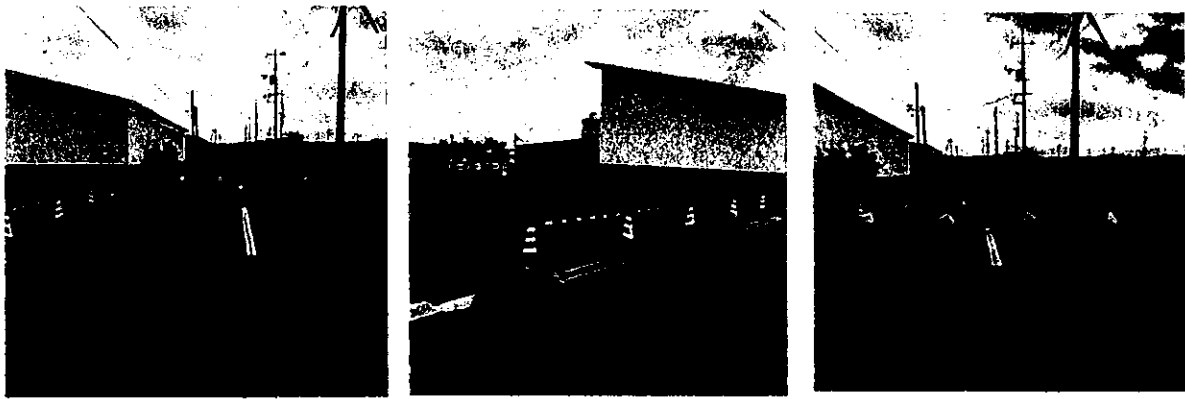
2020年1月8日(水)

- ・17:18より複数回 Tower vibration 警報受信(支柱の異常振動⇒突風が想定される)。
- ・17:30頃、琴浦町役場より「風車の羽根が落ちている」旨の連絡受信⇒発電所管理会社の大山事務所北村所長現地確認。
- ・東伯4号機#1翼に損傷、周囲に損傷部材飛散を確認(道路に近い風車の為道路上にも部材飛散)。



2. 現地対応

- ・警察へ連絡、周辺道路通行止め処置。
- ・電線に部材飛散のため、中国電力に現地確認依頼、中国電力にて高圧線路停電の上、除去完了(1/8 22時頃)。
- ・人的被害の報告なし。
- ・重機会社が週末に現地入りし、現地状況確認後、連休明けには撤去スケジュールが確定。
- ・ドローンにて現場撮影すべく手配。



3. 関係自治体への報告状況

- ・4号機付近の区長(金屋地区、平和地区)に現状と通行止めの連絡
- ・大山町役場および琴浦町役場へ事故の速報報告
- ・中国四国保安監督部への書面にて事故速報提出

4. 今後の対応

二次災害防止の観点からブレード残存部分を早急に撤去して、通行止めを解除致したいと考えております。現時点での現場工事スケジュールは下記の通りでございます。

2020年1月 11日	現地詳細調査
15、16日	重機用鉄板施設
17日	重機組立(2台)
18、19日	ブレード撤去作業
20、21日	片付け
22～28日	天候事由等による予備日

原因については現在究明中ですが、局地的な異常風によるものではないかと推測しております。
(ブレード破損時にタワーの異常振動を検知しているために異常な風があったものと推測されるため)
今後さらなる事故原因究明のため、専門家による事故調査委員会を組成すべく調整しております。

取り急ぎ 上記 ご報告申し上げます。

以上

令和 2 年 1 月 1 5 日

中国管内風力発電設備設置者 殿

中国四国産業保安監督部
電力安全課長

令和 2 年 1 月 8 日に鳥取県内で発生した風力発電設備（風車
ブレード）折損事故について（情報提供）

令和 2 年 1 月 8 日夕刻に鳥取県内で発生した標記事故について、中国四国産業保安監督部（以下、「当部」）は、当該事業者から翌日 9 日に電気関係報告規則に基づく電気事故速報を受け、10 日に当部検査官 2 名が立入検査を実施しました。その場で被害状況を確認するとともに、事業者に対し、以下の 2 点を指示しました。

- ・公衆の安全を確保すること
- ・徹底した事故原因の究明と再発防止対策の策定

本事故は、幸いにも人身災害、火災、走行車両への加害などは発生しておらず、また、現時点の調査では技術基準不適合は確認されていないものの、ブレードが折損・落下・飛散しており、電気事業法の目的である「公共の安全の確保」の観点から、重大な事故であると当部は認識しています。

今後、新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ（以下、「新エネ WG」）の場で、原因究明及び再発防止対策について議論を進めていくこととなります。

当該事故が発生した発電設備の設置者のみならず、中国管内の全ての風力発電設備設置者においては、新エネ WG の進捗を注視するとともに、自らの風力発電設備の安全対策についても、今一度万全を期するようお願いいたします。


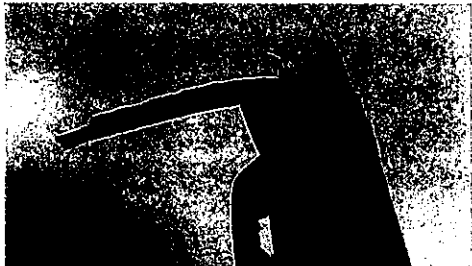


1. 発電所の概要

- ・所在地 鳥取県東伯郡琴浦町
- ・定格出力 19,500kW（1,500kW×13 基）
- ・運転開始 2007 年 3 月
- ・風車メーカー GE

2. 事故概要

- ・発生日時:令和2年1月8日(水) 17時18分ごろ 天候:風雨
- ・事故発生 of 電気工作物:風車ブレード
- ・事故状況:

1月8日17時18分、4号機のタワーバイブレーション警報が発報、17時30分、地元町役場より「風車のブレードが落ちている」旨の連絡があり、4号機の遠隔停止を行った。18時過ぎ、保守会社にて現地確認の結果、1本のブレードの先端より約半分が損傷し一部が落下している状況を確認。役場と警察により、速やかに付近への立ち入り禁止バリケードが設置され、付近の町道は通行止めの措置がとられた。また、周囲への影響を確認した結果、損傷したブレードの一部が電力会社の高圧線に巻き付いていたため、同日22時頃電力会社により除去された。19時46分から20時00分にかけて全号機を停止した。人身、火災、走行車両への加害などは発生していない。

	
事故号機の遠景	事故号機の拡大
	
タワー直下に落下したブレードの一部	飛散したブレードの一部

(電力安全課主管)

新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ

※QRコードは
右コード参照ください



本件に関する問合せ先

中国四国産業保安監督部

電力安全課 担当者(西村、濱口)

TEL: 082-224-5742

FAX: 082-224-5650

「再エネ 100 宣言 RE Action」のアンバサダー就任について

令和2年1月21日
環境立県推進課

本県は、令和元年12月6日（金）付けで「再エネ 100 宣言 RE Action」を応援するアンバサダーに就任したため、その概要について報告する。

なお、アンバサダーへの就任は、都道府県としては熊本県と並んで全国初となった。

1 再エネ 100 宣言 RE Action について

(1) 概要

- ・国際的なイニシアティブ（枠組み）である「RE100」（※）は、国内外で認知度が高く、電力消費量が多い（10GWh以上）大企業が参画している。
（※）RE100…2014年に発足した事業運営を100%再エネで調達することを目標に掲げる企業が加盟する国際イニシアティブ
- ・「再エネ 100 宣言 RE Action」（令和元年10月9日発足）は「RE100」に参加できない消費電力量 10GWh 未満の中小企業や、自治体、教育機関、医療機関等を対象とした、使用電力の再エネ 100%化を表明し、ともに行動していくイニシアティブである。
参加するにあたっては、遅くとも 2050 年までに使用電力を 100%再エネに転換する目標を設定する必要がある。

(2) 参加団体（令和2年1月16日現在 ※アンバサダーを除く）

48 団体

うち鳥取県内からの参加企業：1 社（日本インテライツ㈱（南部町））
自治体の参加：2 市（さいたま市、岩手県久慈市）

2 再エネ 100 宣言 RE Action のアンバサダーについて

(1) 概要

- ・対象団体：「再エネ 100 宣言 RE Action」の活動を応援する中央省庁、都道府県庁、政令指定都市
- ・就任状況（令和2年1月16日現在）
鳥取県、熊本県のほか、外務省、環境省、京都市、さいたま市、浜松市、横浜市の計 8 団体
- ・活動内容：管轄地域内団体等へ「再エネ 100 宣言 RE Action」への参加推奨・PR等を行う。

(2) 本県の就任理由（令和元年12月6日に就任）

- ・本県は、温室効果ガス削減に向け再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでおり、その発電量は県内の民生用電力を賅える水準（平成30年度末時点の民生用電力カバー率：102.2%）まで達している。
- ・今後は、経済活動の多くを占める企業等が、環境に配慮した経営の一環として使用電力を再生可能エネルギーに転換するなど、脱炭素化を牽引していくことが期待されるため、県内の中小企業等でも参加できる「再エネ 100 宣言 RE Action」の取組を支援していくこととした。

(3) 本県の今後の活動予定

- ・県内企業等に対し、「再エネ 100 宣言 RE Action」への参加推奨及びPRを行うとともに、脱炭素化に向けた環境配慮経営の手法等について情報提供を行う。
- ・県内企業の自家消費型の太陽光などの再エネ導入、使用電力の再エネ由来の電気への転換など、再エネ 100%の実現に向けた取組をサポートする。

第9次鳥取県廃棄物処理計画等（素案）について

令和2年1月21日
循環型社会推進課

このたび、令和5年度を目標年度とする「第9次鳥取県廃棄物処理計画」等の策定を行うこととしており、その概要について報告する。

1 計画の概要

- (1) 位置付け 廃棄物処理法及び食品ロス削減推進法に基づく都道府県計画
- (2) 計画期間 令和元年度から令和5年度（5年間）
- (3) 施策体系

基本方針	主な取組
プラスチックごみゼロ社会の実現	・プラスチック製容器包装・製品の原料切替等を推進 ・ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製品の使用削減 等
食品ロスの削減	・食品ロスに係る普及啓発や、事業者の取組支援 ・未利用食品を提供するための活動等の支援 等
4R ^(注1) +Renewable ^(注2) 社会の実現	・古紙等のごみ分別の徹底による発生抑制の取組を強化 ・高齢化等の地域の実情に応じた取組の支援 等
廃棄物系バイオマス・未利用資源の利活用	・食品廃棄物や木質バイオマス等の利活用促進 ・未利用の廃棄物資源の状況を調査、活用方法を検討 等
資源循環産業の振興	・ICT ^(注3) 等を活用した生産性向上技術の紹介や導入に向けた検討支援 等
廃棄物の適正処理体制の確立	・電子マニフェストの普及等による廃棄物の適正処理の推進 ・災害に備えた廃棄物処理体制の確保 等

注1 4R：リフューズ(断る)、リデュース(減量)、リユース(再利用)、リサイクル(再生利用)

注2 Renewable：再生可能資源への代替・持続可能な取組

注3 ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）の略

【次期目標値】

区 分		現状 (H29実績)	次期目標 (R5)	(H29比)
一般廃棄物	排 出 量	219千トン	193千トン	△12%
	リサイクル率	31.2%	33%	+1.8%
	最終処分量	14千トン	12千トン	△14%
産業廃棄物	排 出 量	547千トン	547千トン	現状レベルに抑制
	リサイクル率	75.8%	77%	+1.2%
	最終処分量	25千トン	23千トン	△8%

2 今後のスケジュール（予定）

年月	内容
R2.1月	パブリックコメント実施(1/23～2/5)
R2.2月頃	環境審議会の答申
R2.3月下旬頃	策定・公表

鳥取県廃棄物処理計画 概要版（素案）

1 計画策定の趣旨等

- この計画は、廃棄物処理法に基づき、本県の資源循環や廃棄物の処理の現状と課題を踏まえ環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理等に関する基本的な事項について定めるものです。
- 対象とする廃棄物は、廃棄物処理法に定める「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」です。
- 目標年度は令和5年度とします。
- また、循環型社会の構築は、持続可能な開発目標（SDGs）達成のため、日本として特に取り組むべき優先課題のひとつになっており、この計画は、本県としてのSDGsの取組の具体化のひとつとなります。

【第8次計画からの変更点】

①取組の基本方針として、世界的にも課題となっている「プラスチックごみゼロ社会の実現」と、「食品ロスの削減」を柱として、重点的に取り組む。

（主な具体的取組例）

＜プラごみ＞

- ・プラスチック製品の原料切替のための研究等を支援
- ・マイボトル等の利用促進によるワンウェイプラスチックの使用削減

＜食品ロス＞

- ・幼児対象の啓発など県民への教育、普及啓発等
- ・余剰食品等のマッチングシステム等によるフードバンク活動支援

②食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく、鳥取県の食品ロス削減推進計画としても位置付ける。

③排出量等の目標値は、国の目標（例：食品ロスを2030年までに半減）を勘案しながら、設定する。

＜一廃＞〔排出量〕219千トン(H29実績)→193千トン(R5目標)〔リサイクル率〕31.2%(H29実績)→33%(R5目標)

＜産廃＞〔排出量〕547千トン(H29実績)→547千トン(R5目標)〔リサイクル率〕75.8%(H29実績)→77%(R5目標)

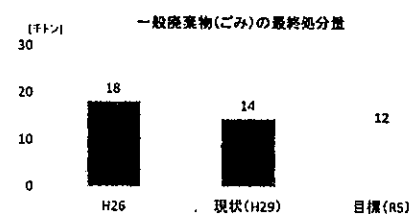
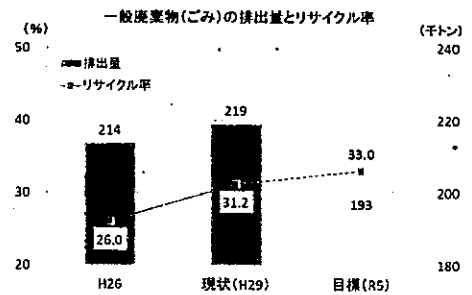
2 廃棄物の現状と将来目標

(1) 一般廃棄物（ごみ）

市町村の分別収集の取組拡大（小型家電回収開始）や一般廃棄物焼却灰リサイクルの進展、古紙回収量の増加、県民のリサイクル意識の向上により、リサイクル率は向上しましたが、一般廃棄物の排出量も増加しました。

排出量の削減を図るため、排出されるごみのうち、生ごみについては、食べ残しなどの食品ロス削減や生ごみの水切りを行い、紙類については、雑紙（ミックスペーパー）の分別・資源化等を徹底し、更にプラスチックごみについては、マイボトル運動などによりワンウェイ（使い捨て）プラスチック削減に努めるなど、ごみ発生抑制に取り組めます。

これらの取組により、排出量を193千トンに削減するとともに、リサイクル率は全国トップレベルの33%を目指し、最終処分量の削減を図ります。

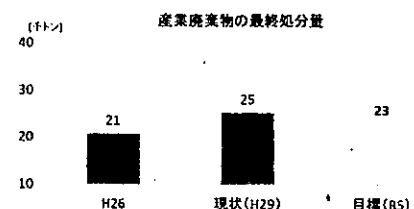
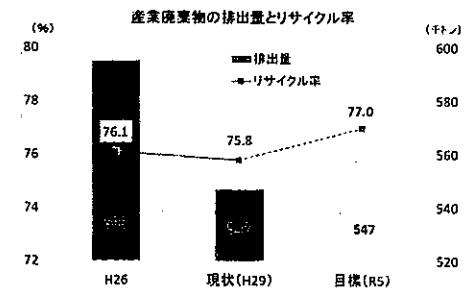


(2) 産業廃棄物（第1次産業を除く）

産業廃棄物の排出量は、547千トンまで減少しました。リサイクル率は、がれき類等の再資源化の取組継続や燃え殻等の再生利用により、全国トップレベルを維持しています。

今後は製造業で発生する食品ロスの削減に取り組むとともに、引き続き、多量排出事業者等へのきめ細かな減量リサイクルの指導や、資源循環産業への支援を継続して行います。

これらの取組により、今後も増加が見込まれる排出量を、現状レベルに抑制するとともに、最終処分量の多いがれき類や廃プラスチック類の資源化等のリサイクルの取組をより一層推進し、リサイクル率を向上させることにより、最終処分量の削減を図ります。



3 目標達成のための施策の方向と主な施策

本県では、国が進めるリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」に廃棄物の元を断つ意味であるリフューズを加えた「4R」を加えた取組を進めています。今計画から、Renewable（再生可能資源への代替・持続可能な取組）の要素も加え、「プラスチックごみ対策」、「食品ロス削減」を中心に、県民、NPO、事業者、行政が一体となって、次の6つの観点から、より一層の循環型社会づくりの取組と、廃棄物の排出抑制による温室効果ガスの削減を進めます。

(1) プラスチックごみゼロ社会の実現

プラスチック製品の代替品への切替えや、ワンウェイプラスチックの削減により、プラスチックごみの排出抑制や再資源化を推進します。また、海岸漂着物等の回収体制を構築し、海洋プラスチックごみ対策にも取り組み、プラスチックごみゼロ社会の実現を目指します。

①プラスチック製容器包装・製品の原料切替等を推進

☆プラスチック容器包装・製品の原料を、再生資源に切り替えるための研究・開発や代替製品等の普及等を図る取組を支援

②ワンウェイプラスチック製品の使用削減

☆マイボトル・マイカップ、マイバック等の使用促進

☆リユース食器への転換と定着

③県民・事業者意識の向上

☆プラスチックごみ問題に関する環境学習・出前説明会等を通じ、県民意識の醸成

☆事業者によるプラスチックごみゼロチャレンジの取組登録

④使用済みプラスチックの再資源化

☆使用済みプラスチックのリサイクルシステムのあり方及び高付加価値化を検討、支援

⑤海岸漂着物等の処理体制支援

☆海岸漂着ごみ等の処理体制の継続支援

☆漁業者が行う海の監視活動等の支援

(2) 食品ロスの削減 ※「食品ロス削減推進法」による県食品ロス削減推進計画に相当する部分

食品の生産から消費等に至る各段階において、日常的に大量の食品ロスが発生していることから、それに関わる様々な主体との連携を図り、余剰食品等の有効活用などの取組により、食品ロス削減を進めます。

①教育及び学習の振興、普及啓発等

☆食品ロスに係る知識の県民への普及（幼児教育、普及啓発資材作成、食べきり運動等）

②未利用食品を提供するための活動の支援等

☆寄付食品等の取扱手引きの作成や、食品のマッチングシステム構築等によるフードバンク活動の充実

☆フードドライブ活動への支援等による活動拡大の推進

☆フードシェアサービス等の県内普及（スマートフォンアプリ等の活用）

☆食料品の大量生産・消費からの転換を図る取組の検討・支援

③食品関連事業者等の取組に対する支援

☆とっとり食べきり協力店の登録促進

④表彰の実施

☆食品ロス削減の取組に取組む事業者等表彰を実施

⑤情報の収集及び提供

☆先進的取組・優良事例の紹介

⑥実態調査及び調査・研究の推進

☆県内の食品ロス発生状況等を把握するための調査・研究の実施（組成調査、意識行動調査）

(3) 4R+Renewable社会の実現

製品のライフサイクル全体を通じた適正な管理により、資源の有効利用が促進され、資源の性質に応じた循環利用が持続的に確保される社会を構築していくことを目指し、これまでの4Rの取組に加え、Renewableの取組（再生可能資源への代替、持続可能な取組）を推進します。

①実効性のあるごみ減量・リサイクルの推進

- ☆ごみの発生抑制につながる3R（リフューズ、リデュース、リユース）の取組強化
- ☆地域の実情に応じた市町村の処理システムの構築（高齢者人口増加への対応）

②県民との協働による実践活動の拡大

- ☆実践活動団体等との協働（生ごみの削減や雑紙の分別徹底、エコクッキングの普及啓発）
- ☆地域での資源ごみ回収の推進（古紙の分別・資源化の意識高揚）
- ☆グリーン購入の推進（再生可能資源への代替・環境負荷の低減）

③環境教育・環境学習等の推進

- ☆幼児期からの環境意識の醸成（環境学習「ちびっ子エコスタート」、こどもエコクラブ）
- ☆NPO法人等と連携した環境学習の推進（とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣）

④排出事業者の自主的な取組の推進

- ☆多量排出事業者に対する指導の徹底（戸別訪問による廃棄物処理計画への指導・助言等）
- ☆適正管理等に関する普及啓発（排出事業者向け研修会の開催）

⑤産業廃棄物のリサイクルの向上と最終処分量低減の促進

- ☆建設廃棄物のリサイクルの徹底（建設リサイクル法に基づく監視指導）
- ☆産業廃棄物処分場税による最終処分量の削減（排出削減に対する経済的な動機付け）

(4) 廃棄物系バイオマス・未利用資源等の利活用

生ごみ等食品廃棄物や木質系廃棄物、下水汚泥、家畜はいせつ物など、日々大量に発生する廃棄物系バイオマスやこれまで未利用だった廃棄物資源の有効な利活用を行い、循環型及び低炭素型社会の構築を目指します。

①廃棄物系バイオマス等の有効活用

- ☆生ごみ等の食品廃棄物の利用促進（飼料化、肥料化、エネルギー回収等への転換を支援）
- ☆家畜はいせつ物の有効利用検討（家畜はいせつ物の敷料化等を検証）
- ☆木質バイオマス等の利用推進（木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用を促進）
- ☆中小企業者による廃棄物系バイオマスの利用促進（新エネルギー設備の導入に助成等）

②未利用資源の利活用

- ☆未利用資源の調査（未利用廃棄物資源の調査・研究）
- ☆紙おむつの資源化の推進（県内市町村への取組拡大）
- ☆固形燃料（RPF）化の推進（紙くずや廃プラスチック類のRPF化促進）
- ☆下水道汚泥の資源化の推進（下水道汚泥の資源化を促進）

(5) 資源循環産業の振興

少子高齢化・過疎化に伴う人口減少による担い手不足は、廃棄物処理業やリサイクル製品製造業など、資源循環を促進する産業においても深刻な影響を及ぼすことが想定されています。

地域社会が持続していくためには、新規技術を活用し資源循環を促進する産業に助成等を行い振興を促進するとともに、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の確立に向け支援します

①新規技術を活用する資源循環産業への支援

- ☆ICT技術を活用した生産性向上技術の紹介や導入に向けた検討・支援等

②資源循環産業への参入促進と既存企業の成長支援

- ☆リサイクル新技術・製品開発、施設整備への支援（研究開発やインフラ整備への支援）
- ☆リサイクルビジネスの事業化促進（専門コーディネーターによる総合的な支援）

③リサイクル製品の利用促進と販売促進

- ☆鳥取発のリサイクル技術等の事業拡大の推進（県外・海外への事業展開支援）
- ☆リサイクル製品の販売促進（県外展示会への出展等による県外への販路開拓支援）

(6) 廃棄物の適正処理体制の確立

市町村等の関係機関と連携して、不適切な廃棄物や不用品の処理の監視を徹底するとともに、県民への注意喚起により、適正な資源のリサイクル推進を図ります。また、優良な処理業者等の育成や廃棄物処理施設等に対する監視指導を徹底するとともに、不法投棄の撲滅や災害に備えた廃棄物処理体制の充実に努めます。

①廃棄物の適正処理の推進

- ☆優良な処理業者の育成（優良産業廃棄物処理業者認定制度の普及）
- ☆マニフェスト制度による適正処理の推進（電子マニフェストの普及促進）
- ☆特別管理産業廃棄物の適正処理の推進（PCB廃棄物の掘起し、早期処分の推進）

②不法投棄の撲滅

- ☆不適切な不用品回収業者に対する監視指導と県民への注意喚起
- ☆関係機関との連携強化による不法投棄防止対策（連絡協議会、合同パトロール等の実施）
- ☆多様な主体による監視体制の強化（民間団体との通報協定締結、監視カメラの活用）

③災害廃棄物等の適正な処理体制の確保

- ☆災害廃棄物の処理体制の確保（平時の教育訓練等による実効性のある協力体制の構築、市町村災害廃棄物処理計画の早期策定の働きかけ、広域的な連携強化）

4 計画の推進

- 本計画の進行管理はPDCAサイクルにより行い、目標達成状況の定期的な検証と各種施策の継続的な改善を図ることとします。
- なお、今後の社会経済情勢の変化や廃棄物処理に関する法制度の改正等の内容によっては、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

鳥取県生物多様性地域戦略（案）について

令和2年1月21日
緑豊かな自然課

生物多様性基本法に基づき、鳥取県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、鳥取県生物多様性地域戦略を策定することとしており、その概要について報告する。

1 鳥取県生物多様性地域戦略の目的や位置付け

戦略策定の根拠となる「生物多様性基本法」は、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的としている。これを踏まえ、「鳥取県生物多様性地域戦略」は本県における生物多様性の現状を分析した上で課題を整理し、生物の多様性を保全しつつ持続可能な利用が行える仕組みの構築に向け、目標や行動計画を示すものである。

2 鳥取県生物多様性地域戦略の概要

I 戦略策定にあたって

- 人は生物多様性から恩恵（水や食糧、木材等資源・森林の水源涵養機能等）を受けて生活をしているが、人為的な影響（開発や人口減少による放置）や温暖化の影響等により、生物多様性の危機が訪れている。
- 生物多様性の危機に対応するため、「愛知目標」や「生物多様性国家戦略」、「SDGs（持続可能な開発目標）」等と整合させながら、生物多様性の側面から「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」を推進するための戦略に位置付ける。

II 鳥取県における生物多様性の現状と課題

- 奥山地域では、シカの個体数が増加し森林の下層植生がなくなるなど深刻な被害が拡大しつつある。また今後、観光客が増加することで自然環境の過剰利用（踏圧による植生の衰退等）が発生することも懸念される。
- 里地里山では、過疎高齢化で水田やため池、里山の手入が不足し、昔ながらの自然環境の維持が困難になり、生態系に影響を与えている。また、竹林についても利用の減少に伴い周囲への拡大が進んでおり、適切な管理が必要である。
- 野生動植物については、シカや外来生物の増加、里地里山の手入れ不足などにより生息環境が影響を受け、絶滅の危機に瀕している種もある。
- これらの課題に立ち向かうべき生物多様性の保全を担う団体等では後継者の不足が顕著になっており、次世代を担う人材の確保や育成が課題となっている。

III 戦略の基本的な考え方

- 本戦略の目標を「人と自然が共生するとっとり」とし、目標達成に向け、IIの課題に対応した行動を県民、NPO等、事業者、行政、専門家など各主体が協働・連携して計画に取り組むこととする。

IV 行動計画

- III章で定めた目標を達成するための5つの基本行動を示し、連携しつつも各行動主体がそれぞれの立場で行動することを期待する。

基本行動	内容
1 知る・理解する	民・学・官の各主体が連携して野生動植物の生息情報等の集約や利活用を行う。（レッドデータブックの作成等）
2 守る・残す	自然公園等の適正管理や希少種の保全、生物多様性への配慮（開発時に影響を受ける生態系への対応等）を行い、持続的な自然環境の保全を行う。また、外来種の駆除やクマ、シカ、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣の保護管理対策を適切に実施する。
3 使う・活用する	農林水産業や観光、自然体験、地域の自然環境に根差した伝統産業など、人の活動において生物多様性から受ける恩恵が持続できるよう配慮した利活用を行う。
4 参加する・学ぶ	自然公園の利用や自然観察会等体験型プログラム等によって、身近な自然とふれあう機会や、生物多様性や自然環境について学ぶ機会を提供する。
5 つなげる	様々な主体が実施する活動に対する支援を行う。また、連携して次世代に向けた人材育成等を実施する。

V 推進体制と進行管理

- 戦略を推進し、生物多様性の保全及び持続可能な利用のため、各主体はそれぞれの役割を果たし、連携・協働して取組を推進する。
- 「地域連携保全活動支援センター」を立上げ、民・学・官が連携・協働して希少種に関する情報の管理、生物多様性への配慮や次世代に向けた人材育成等を推進していく。

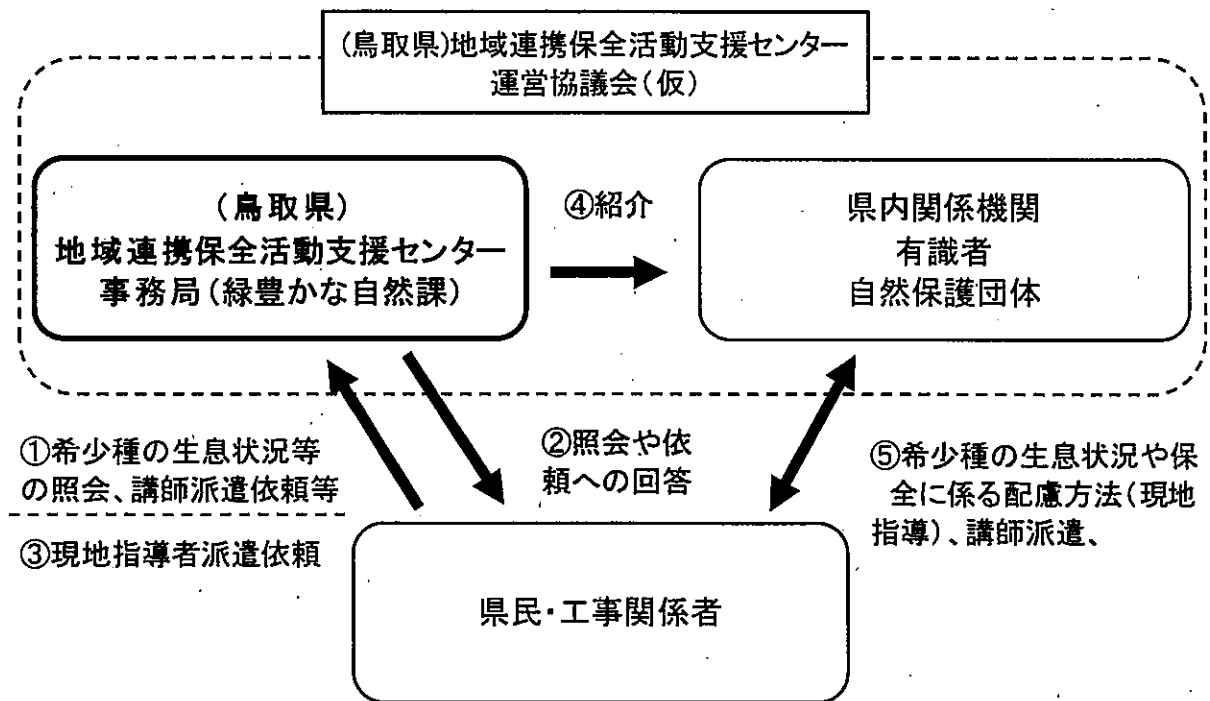
VI とっとりらしい保全と活用の事例

- 戦略に対する県民の理解を深めるため、現在、各団体や企業が県内で取組んでいる生態系の保全や利活用に関する活動の中で、特に参考となる事例を紹介する。

3 戦略策定の経過及び今後のスケジュール（予定）

年月	内容
平成27～30年	市民団体／行政機関説明会を行い、意見聴取、素案の取りまとめ
令和元年10月～12月	自然保護団体等との検討会
令和2年 1月	環境審議会報告（戦略策定状況の報告） パブリックコメント実施（1/23～2/5）
2月	自然保護団体等との検討会 環境審議会の答申
3月下旬頃	策定・公表
4月～	生物多様性地域戦略の推進に向けた新たな施策を検討

4 地域連携保全活動支援センターの運営イメージ



鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)に係るパブリックコメントの実施について

令和2年1月21日
くらしの安心推進課

県では、猫の収容・処分頭数削減をより一層推進するため、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正を検討しており、当該改正案について、パブリックコメントを実施する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和2年1月21日（火）から令和2年1月31日（金）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メールまたは県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

2 条例改正の理由

愛護動物の適正飼養の普及啓発等により、本県における猫の収容頭数は減少傾向にあるものの、飼い主がいない猫の引取り頭数が依然として多く、特に子猫の引取り割合が高い状況にある。

この状況を踏まえ、今回の条例改正では、飼い猫への対策として屋内飼育の努力義務を追加することに加え、飼い主のない猫の繁殖を抑制するための取組を推進していくことで、猫の収容・処分頭数の削減を図る。

3 条例改正案の概要

- (1) 室内飼育を猫の飼い主の努力義務とする。
- (2) 県は、飼い主のない猫の繁殖抑制の取組に対して助成を行う市町村への支援金の交付を条例に基づいて行う。（これまで交付要綱で行ってきた支援金の交付について、条例に明記する。）
- (3) (2) の繁殖抑制の取組のうち、地域猫対策に対する助成について支援金を受けようとする市町村は、地域猫対策への助成を受けようとする者に地域猫適正管理計画の提出を求めるものとする。
※地域猫対策：飼い主のない猫に不妊去勢手術を施すとともに、一定の世話をを行うことをいう。
- (4) 地域猫適正管理計画には、以下の事項を記載しなければならないこととする。
 - ・周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置
 - ・繁殖を抑制するための措置等
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い新たに生じた事務を鳥取市へ移譲する。
- (6) 施行期日は、令和2年6月1日とする。
動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を同時に行うため、条例の施行期日は改正法の施行期日である令和2年6月1日とする。

4 今後のスケジュール(予定)

令和2年2月上旬 パブリックコメント実施結果を県ホームページで公表、常任委員会に報告
2月下旬 2月議会に条例改正案を附議
6月1日 改正条例施行

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正案についてご意見をお寄せください

応募期限
令和2年
1/31(金)まで

現在、県に収容される動物の約7割を猫が占めており、特に、飼い主がいない子猫の割合が高い状況にあります。

県では、猫の収容・処分頭数の削減につながる繁殖抑制対策を推進するため、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正することを検討しています。この条例改正について、県民の皆様のご意見をお寄せください。

◎ 条例を改正する目的

猫の繁殖抑制対策を推進します。

今回の条例改正では、飼い猫への対策として屋内飼育の努力義務を追加することに加え、飼い主のない猫の繁殖を抑制するための取組を推進していくことで、猫の収容・処分頭数の削減を図りたいと考えています。

◎ 改正のポイント

- 1 室内飼育を猫の飼い主の努力義務とします。
- 2 県は、飼い主のない猫の繁殖抑制の取組に対して助成を行う市町村への支援金の交付を条例に基づいて行います。
(これまで交付要綱で行ってきた支援金の交付について、条例に明記します。)
- 3 2の繁殖抑制の取組のうち、地域猫対策に対する助成について支援金を受けようとする市町村は、地域猫対策への助成を受けようとする者に地域猫適正管理計画の提出を求めるものとします。
地域猫対策：飼い主のない猫に不妊去勢手術を施すとともに、一定の世話をを行うことをいう。
- 4 地域猫適正管理計画には、以下の事項を記載しなければならないこととします。
 - ・周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置
 - ・繁殖を抑制するための措置 など
- 5 動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い新たに生じた事務を鳥取市へ移譲します。



条例改正(案)概要の閲覧方法

- ・県庁くらしの安心推進課のウェブページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに各市町村役場でも閲覧できます。
ウェブページアドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/288717.htm>
- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

応募方法

- ・電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函（上記県の機関）および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

《応募・問合せ先》

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
郵 送：〒680-8570（所在地記載不要）
電 話：0857-26-7877
ファクシミリ：0857-26-8171
電子メール：kurashi@pref.tottori.lg.jp

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

鳥取県被災者住宅再建等支援制度の見直しについて

令和2年1月21日
住まいまちづくり課

令和元年台風15号による住宅被害の状況を鑑み、国が災害救助法による応急修理制度について、一部損壊10%以上の世帯に上限30万円を支援する制度拡充を行ったことを受け、鳥取県被災者住宅再建等支援制度(以下「県制度」)の見直しについて、県と市町村で協議を行い見直し案がまとまったので報告する。

1 国の応急修理制度の概要

損傷の程度	大規模半壊(40%以上)・半壊(20%以上)	一部損壊(被害割合10%以上)
支援額	上限59.5万円	上限30万円(拡充)
対象範囲	①屋根・柱・床・外壁・基礎等、②開口部、③上下水道・電気・ガス等の配管・配線、 ④衛生設備など日常生活に不可欠な部分(内装は日常生活に支障がある部分が対象)	
実施期間	災害の発生日から原則1月以内に完了(国と協議し応急修理の進捗状況に沿った期間まで延長可能) ・鳥取県中部地震 180日(平成28年10月21日～平成29年4月21日) ・熊本地震 3年6か月(平成28年4月16日～令和元年10月13日) ・西日本豪雨災害 1年7か月(平成30年6月28日～継続中) ・千葉県他台風被害 応急修理が収束する目途がついた時点で完了期限を定める	

2 県制度の見直し案

○一部損壊(被害割合10%以上)は、応急修理制度の利用(県制度の支援は0円)を基本とする。ただし、現行の県制度を下回ることがないよう応急修理制度が利用できない以下の部分を県制度で補完するよう見直す。

- ・災害救助法の非適用地域 ⇒ 県制度を適用
- ・内装被害等の修繕 ⇒ 応急修理が30万円に満たない場合、不足部分は県制度を適用
- ・やむを得ない事情により応急修理の完了期限を超過する修繕 ⇒ 県制度を適用

○一部損壊(被害割合5%以上)の支援を現行の2万円から5万円に拡充し、被害程度に応じ、なだらかな支援となるよう見直す。(なお、一部損壊(被害割合5%未満)は現行の2万円のままとする。)

<見直し後の県制度(案)> ※下線ゴシック部が今回の改正

住宅再建の方法	世帯人数	損傷の程度					
		全壊(50%以上)	大規模半壊(40%以上)	半壊(20%以上)	一部損壊		
					10%以上	5%以上	5%未満
建設又は購入	複数	300万円	250万円	100万円	—	5万円	2万円
	単身	225万円	187.5万円	75万円	—		
補修	複数	200万円	150万円	上限100万円	上限30万円 (応急修理を受けることができる場合に あつては、応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額)	5万円	2万円
	単身	150万円	112.5万円	上限75万円			

3 県制度見直しに伴う基金積立額への影響

(1) 基金(鳥取県被災者住宅再建等支援基金)の概要

- ・設置目的:鳥取県被災者住宅再建等支援条例(平成13年鳥取県条例第40号)第3条第1項に規定する被災者住宅再建等支援事業費補助金の交付に要する経費に充てること。
- ・基金残高:16億円(令和元年度末時点)

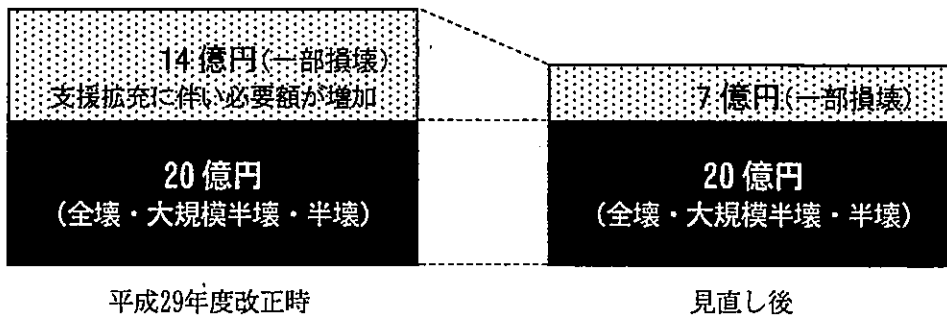
(2) 平成29年度の制度改正時(一部損壊への支援を恒久制度化)

一部損壊への支援拡充に伴い14億円の基金の増額が必要と試算したが、基金積立目標額は20億円で据置きとし、20億円に達した段階で、目標額を検討することとした。

(3) 見直しに伴う基金目標額及び積立額

中部地震の被害件数に基づく試算では、今回の県制度見直しによって一部損壊への支援の必要額が50%に減少する。なお、今回の見直しにより、一部損壊への支援の必要額は7億円、基金積立目標額は27億円との試算結果であった。

→ 当面、基金積立目標額20億円及び県・市町村の積立額は現行のまま維持する。



4 応急修理を円滑に進めるための対応方針

中部地震では、応急修理制度を利用された割合が12% (31件/248件 大規模半壊及び半壊) と少なかったことから、県制度の見直しに併せて、その課題を整理し、応急修理はもとより復興に向けた修繕が円滑に進むよう中部地震における取組を参考に必要な対策を検討していく。

<応急修理を円滑に進める上での課題と対応方針案>

課題	対応方針案
応急修理を迅速に行うことができる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・県が応急修理を行う各建築関係団体と協議し、応急修理を行える業者リストを作成する。 ・県が作成した業者リストをもとに災害発生時に実際に対応可能な業者を抽出し、応急修理修繕業者リストを作成し、市町村、相談窓口 に配備する。 ・中部地震の際の総合相談窓口、住宅修繕支援センターを参考に、県が各建築業団体と協議し、修繕業者を斡旋する一元的な相談窓口の体制整備を行う。
大規模災害の場合に応急修理を行う業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県が各建築業団体に要請し、東、中、西部各管内の業者で対応できない場合は、県内業者全体で応援する体制を整備する。 ・県内業者で対応が難しい場合には、各建築業団体を通じて県外業者を招致して対応するよう県が体制整備を行う。

5 今後のスケジュール (予定)

令和2年2月 県議会に条例案を附議
 令和2年3月下旬 改正条例施行

【参考】市町村との協議の経過

(1) 第1回市町村担当課長会議 (R元年11月26日開催)

- ・支給額は「一部損壊10%以上0円、一部損壊10%未満5万円」とする案に13市町村が賛同した。
- ・一部損壊10%未満の支給方法は「渡し切り」とする案に16市町村が賛同した。
- ・一部損壊10%未満を細分化 (5%以上、5%未満) する提案があり、意向調査を行うこととした。

(2) 一部損壊10%未満の細分化に係る意向調査の結果

- ・「細分化した方がよい」が8市町村、「細分化しない方がよい」が11市町と意見が分かれた。
- ・細分化により、申請手続き、市町村の事務量に影響がないこと説明し、18市町村が細分化に賛同した。
- ・支給額は、18市町村が一部損壊「5%以上5万円、5%未満2万円」でいずれも「渡し切り」がよいとの回答であった。

(3) 第2回市町村担当課長会議 (R2年1月9日開催)

- ・見直し案「一部損壊10%以上は原則応急修理を利用、5%以上5万円、5%未満2万円」で、県・市町村が合意した。

(4) 被災者住宅再建等支援制度運営協議会 (R2年1月16日開催)

- ・運営協議会の委員 (知事、鳥取市長、米子市長、智頭町長、湯梨浜町長、伯耆町長) 全員が賛成し、県制度の見直し案が承認された。

とっとり健康省エネ住宅性能基準の策定について

令和2年1月21日
住まいまちづくり課

国の省エネ基準を上回る高い省エネ性能を持つ住宅を普及させることで、県民の健康の維持・増進、省エネ化の推進及びCO₂の削減を図ることを目的に、戸建住宅を新築する際の県独自の省エネ住宅基準（とっとり健康省エネ住宅性能基準（以下「健康省エネ住宅性能基準」とする。））の策定を進めているので報告する。

1 概要

(1) 背景・現状

- ・省エネ性能の高い住宅はヒートショック防止や血圧抑制など特に冬季の健康面への効果が実証されている。
- ・日本では2020年度から予定されていた住宅の省エネ基準の適合義務化が見送られるなど、欧米に比べ遅れている。
- ・各施工者が省エネ住宅を謳っているが、消費者が省エネ性能をわかりやすく比較できる指標がない。

(2) 健康省エネ住宅性能基準(案)

基準案は、民間団体 HEAT20 が示す省エネ基準(G1、G2、G3の3段階)を参考に、断熱性能と気密性能の指標による3段階の基準(T-G1～3)を設定する。この基準案は国の省エネ基準に比べ冷暖房費を30%以上削減可能であり、冬季でもWHOが勧告する18℃以上の室温を保つことが可能な水準である。

区分	指標	国の省エネ基準 (H28年)	健康省エネ住宅性能基準(案)		
			T-G1	T-G2	T-G3
断熱	外皮平均熱貫流率 U_A 値(W/m ² ・K)	0.87	0.48	0.34	0.23
気密	隙間相当面積 C 値(cm ³ /m ²)	基準なし	1.0	1.0	1.0

断熱 (U_A 値)：建物外表面から外部に逃げる熱量を示す指標。値が小さいほど熱が逃げにくく、断熱性、省エネ性が高い。

気密 (C 値)：建物の床面積当りの隙間面積を示す指標。値が小さいほど気密性が高い。(平成14年基準では5.0cm³/m²)

全国でも HEAT20 が示す水準による高い省エネ性能の住宅を供給している工務店は増加傾向にあり、県内木造住宅の約1割(150戸/年)程度は、健康省エネ住宅性能基準(案)の省エネ性能で建築されている。

(3) 健康省エネ住宅の健康面での効果

- ・冬期に室温が下がりにくく血圧上昇を抑制、居間と脱衣室等の室温差が少なくヒートショックが軽減される。
- ・結露の減少によるカビ、ダニの発生改善、室内空気の質改善によるアレルギー症状の改善に効果がある。
- ・年中、快適な室温になることにより住戸内での運動量が増加する。

(4) 健康省エネ住宅性能基準(案)による住宅の建築コスト

国の省エネ基準と健康省エネ住宅性能基準案を満たすために必要な断熱工事費と年間冷暖房費の削減額を平均的な規模の住宅(延床面積120m²)で検証した結果、下表のとおり断熱工事費を回収することができる。

	国の省エネ基準	T-G1	T-G2	T-G3
断熱工事費(断熱材、外部建具の工事費)	978千円	1,313千円	2,084千円	4,110千円
年間冷暖房費 ^{※1}	111千円	65千円	37千円	28千円
断熱工事費の回収年数 ^{※2}	-	約7.3年	約15.0年	約37.8年

※1 冷房条件：設定温度26度以下で24時間連続運転 暖房条件：設定温度18度以上で24時間連続運転

※2 回収年数は省エネ基準等級4からの断熱工事費の差額を年間冷暖房費の削減額で除して算出

(5) 健康省エネ住宅の普及目標

健康省エネ住宅性能基準を満たす住宅の認証など、以下の普及施策を講じることにより、同基準を満たす住宅の新築着工戸数の割合を2025年度までに3割に引き上げる。

<普及施策(令和2年度当初予算で検討中)>

設計・工務店の研修等	健康省エネ住宅の施工ができる技術者の養成等(技術研修を行い修了者を登録)
普及・情報発信等	健康効果・コストメリットをまとめたPR動画、チラシ、ホームページの作成
認証制度の創設	登録工務店等により建設される健康省エネ住宅性能基準を満たす住宅を県が認証
認証住宅への助成	認証住宅に対する建設費の助成

<健康省エネ住宅の普及目標>

	2018(H30)	2021(R3)	2023(R5)	2025(R7)
性能基準適合住宅着工戸数	150戸	250戸	370戸	480戸
性能基準適合住宅着工割合	9%	16%	23%	30%

※ 県内における直近5年間の戸建住宅の新築着工戸数は年間平均1,450戸

(6) 健康省エネ住宅性能基準案策定の経過

令和元年9月1日 とっとり健康省エネ住宅基準策定検討委員会設置、第1回委員会開催

10月26日 第2回検討委員会開催

＜とっとり健康省エネ住宅基準策定検討委員会 委員長：伊香賀俊治氏（慶應義塾大学理工学部教授）＞

委員：加藤雅彦氏（鳥取大学医学部教授）、小田原勤氏（小田原工務店社長）

白石博昭氏（しらいし設計室代表）、山本ルリ子氏（鳥取県地球温暖化防止活動推進センター副センター長）

2 パブリックコメントの実施状況

(1) 募集期間：令和2年1月7日（火）から1月17日（金）まで

(2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メールまたは県庁県民参画協働課、総合事務所意見箱等

(3) 受付意見数：9件

(4) 意見及びその対応方針

対応の区分は、盛込済 (◎) 一部盛込済 (○) 今後検討 (△) その他 (-)

項目	意見の内容	対応方針	対応
普及	T-G2を当面の目標とし、まずはT-G1をクリアする住宅を増やす政策（補助金、税制優遇、銀行融資優遇等）と両輪で普及させてほしい。	補助制度創設を検討するほか、金利優遇については金融機関に相談してみたい。	△
普及	断熱工事費回収年数としては住宅ローン控除期間内（13年間）でペイできると考えればT-G1が普及しやすいと感じる。	建設費ではT-G1が優れているが、居住年数が長くなるほどT-G2やT-G3の方が有利になるので、わかりやすく示すよう検討する。	◎
普及	世間は“省エネ基準”という言葉だけで難しいと考えるので、親しみやすいPR動画やライフスタイルとして「省エネがイケてる」とイメージさせる講演会を開催してほしい。PR動画は工務店の販売促進にも利用できるようYouTube等でも公開すればよいと思う。	健康省エネ住宅のメリット（健康、コスト等）を消費者にわかりやすく伝えられるよう動画等の活用を検討し、動画は販売促進など幅広く活用してもらえるよう公開方法は検討する。	△
基準	T-G1、T-G2、T-G3はHEAT20の水準と間違えやすい。6地域はU _a 値0.48以下、5及び4地域はU _a 値0.34以下が良いと思う。U _a 値0.34以下になれば充填断熱に加え、付加断熱が必要であり、断熱材、施工方法、外壁材の選定等ほとんどマニュアルがない。性能が高い住宅に多く補助金を出してほしい。	現行法の地域は旧市町村単位で区分されているが、同一市町村内で気象条件が大きく異なる地域があるため、経済性を考慮して地域区分を設けない断熱・気密性能の基準としている。補助金については性能に応じて金額差を設けることを検討する。	○
認証	認証の仕組みはBELS（省エネ性能を第三者評価機関が評価し認定する制度の一つ）に統一してほしい。	本基準ではBELSにない気密性能の基準を設けているほか、認証審査においては、基準の審査に加え、入居者に対する住まい方の説明なども確認するため、県独自の認証制度として運用する。	-
基準	3段階の基準を作った意図は何か。高い断熱性能の住宅にはお金がかかるというだけの説明に映る。高い性能にはそれに見合う価値があるはずであり、その価値をしっかりと示して、鳥取から環境立国日本を牽引してほしい。	T-G2、T-G3は、T-G1に比べてCO2削減、快適性、健康への効果において優れており、今後基準をPRしていく上ではわかりやすく示す。	△
普及	医療費の削減、地球温暖化を防ぐ、住宅の資産価値の見える化などにより質の良い住宅ストックが増え長期的に資産が減らない。素晴らしい取組である。優良ストックの形成は空き家問題も改善できる。健康省エネ住宅を建てる場合には解体費に助成が出るとか、新規の分譲に規制を掛けてはどうか。	健康省エネ住宅の普及を図るため、県による基準を満たす住宅の認証制度、認証した住宅に対する補助制度の創設などを検討している。	-
基準	庇の出による日射取得と遮蔽が考慮できる評価してほしい。	庇の出による日射取得・遮蔽の基準は指標としていないが、設計者・工務店への技術研修では日射取得・遮蔽の重要性を内容に盛り込む予定としている。	-
基準	県が省エネ住宅の普及を進めること、基準案の策定内容、ともに大いに賛成。ただ、日当たりの良い立地で朝の陽を浴びて起床することの快適さ、健康面でのよさは、建物の断熱性能の向上だけでは得られない。例えば立地条件による補正を加味するなどの工夫があればさらに良いのではと思う。	基準は断熱性能と気密性能の指標としているが、設計者・工務店への技術研修を予定している。技術研修では単なる性能値のみではなく、日射取得の重要性をはじめ、設計の考え方や施工上の留意点なども盛り込む予定としている。	○

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年1月下旬 パブリックコメントの実施結果を県ホームページで公表

健康省エネ住宅性能基準の策定・公表

令和2年4月以降 消費者への普及啓発、設計者・施工者の技術研修

<参考>

(1) 健康省エネ住宅性能基準(案)と国・世界の省エネ基準の比較

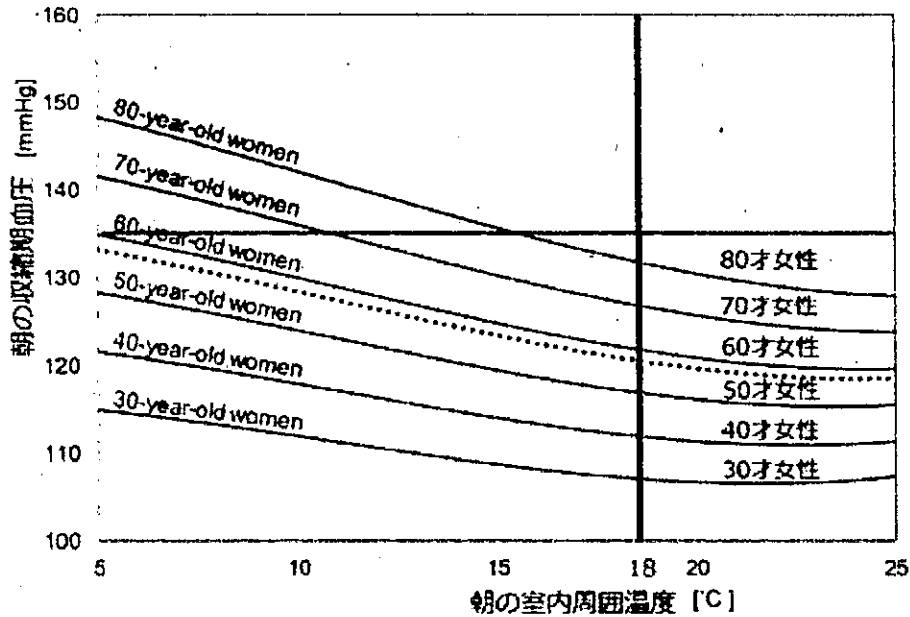
区分	指標	国の省エネ基準 (H28)	健康省エネ住宅性能基準(案)		
			TG-1	TG-2	TG-3
断熱	外皮平均熱貫流率 U_A 値 ($W/m^2 \cdot K$)	0.87	0.48	0.34	0.23
気密	隙間相当面積 C 値 ($c m^3/m^2$)	基準なし	1.0	1.0	1.0

世界の省エネ基準 (U_A 値) との比較	日本の省エネ基準への適合は努力義務だが、欧米は義務化されている ● フランス (0.36) ● ドイツ (0.40) ● 英国 (0.42) ● 米国 (0.43)
--------------------------	--

(2) 健康省エネ住宅の健康面での効果

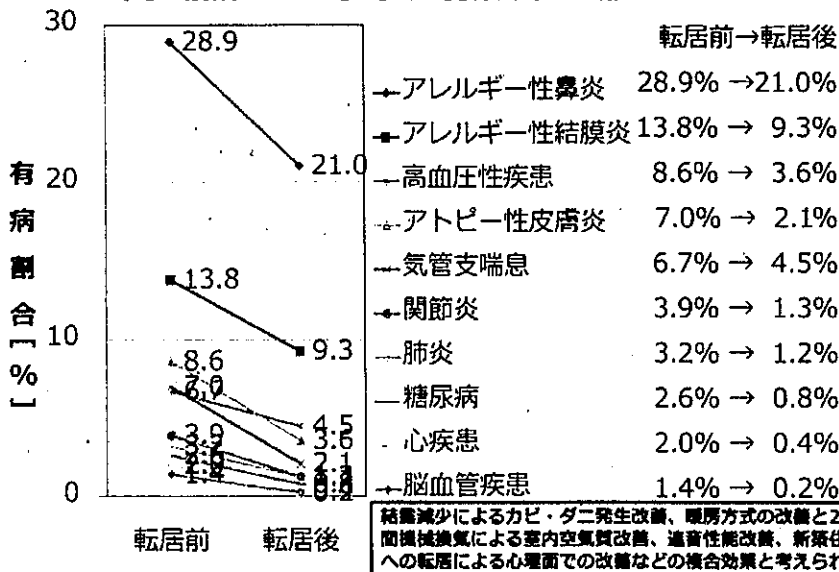
- ・国交省スマートウェルネス住宅等推進モデル事業では家庭血圧と冬季室温の関係进行分析。
- ・朝の室内温度が18度以上になると80才以上の女性でも血圧が正常値の135mmHg以下になる。
- ・高断熱住宅への転居後、結露の減少により、カビ、ダニの発生が改善、アレルギー、アトピーの有病者が減少。

朝の室内温度が高いほど血圧が低下



出典：Hyper tension (米国の高血圧国際医学誌) 2019年10月号掲載
 家庭血圧と冬季室温との関係の断面分析 (慶応大学 伊香賀教授他)

高断熱住宅により、有病者が減少



出典：国土交通省スマートウェルネス住宅等推進事業調査 (慶応大学 伊香賀研究室)

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和2年1月21日
生活環境部

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	変更理由
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (営繕課)	原菅住宅未恒第一団地工コ 改善工事(51-10棟)(建築)	鳥取市 美萩野 一丁目	八幡コーポレーション株式会社 代表取締役 玉木 裕一	(当初契約額) 96,140,000	令和元年8月6日 ～令和2年1月31日	(当初契約年月日) 令和元年8月6日	
				(第1回変更後契約額) 98,968,100 (変更額) 2,828,100	(変更なし)	(第1回変更契約年月日) 令和2年1月10日	現地調査結果に 基づく外壁補修等 を増加したことによる 工事費の増

浄化槽法の改正と本県における今後の対応について

令和2年1月21日

水環境保全課

浄化槽法が令和元年6月19日に改正（関係省令は今後公布）、令和2年4月1日に施行となることから、その法改正の概要と本県の対応について報告する。

1 浄化槽管理士（国家資格）に対する研修の機会の確保

県は、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定に、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加する旨の規定が追加された。

<県の対応>

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例について、浄化槽管理士の要件として、5年以内に知事の指定する技術研修を受講した者に限るよう、令和2年2月議会で改正案を提案する予定としている。（施行から3年の経過措置あり）

2 特定既存単独処理浄化槽の判定

県は、維持管理されず、そのまま放置されることにより生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障の生じる恐れのある状態と認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、必要な措置をとるよう助言、指導、勧告、命令が行える旨の規定が追加された。

<県の対応>

- (1) 判定方法（チェックシートや評価方法）、浄化槽管理者（設置者）に対して行うべき指導等について、技術的な判定基準や手法等について、県の指針案を市町村等と協議して作成する。
- (2) すでに事務の権限を移譲している12市町のうち10市町に対して、法改正により新たに追加される特定既存単独処理浄化槽に係る指導等の事務を移譲するよう、令和2年2月議会で改正案（※）を提案する予定としている。

※ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

◇権限移譲済市町 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日野町（北栄町、日野町には、特定既存単独処理浄化槽に係る指導等の権限は移譲しない。）

3 協議会の設置

都道府県及び市町村は浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し、必要な協議を行うため、都道府県、市町村、浄化槽管理者、浄化槽工事業者、指定検査機関等により構成される協議会を組織することができる旨の規定が追加された。

<県の対応>

令和2年度の早い時期に県全体、各流域の協議できる体制を構築し、保守点検及び法定検査等の実施率向上による公共用水域の水質保全策や台帳の整備手法等の協議を進める。

（参考）平成30年度末時点の県の法定検査の実施率 52.2% 全国平均 41.8%

4 浄化槽台帳の整備

都道府県は浄化槽台帳を作成する旨の規定が追加された。（保健所を設置する市は市域で作成する）

<県の対応>

- (1) 現在、任意の浄化槽台帳で運用しており、今後項目の統一やシステム化等の手法の検討を行い、浄化槽の適正管理ができる体制の強化を図る。
- (2) すでに権限移譲している12市町に対して、法改正により新たに追加される浄化槽台帳の整備に関する事務を移譲するよう、令和2年2月議会で改正案（※）を提案する予定としている。

